

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	ジンバブエ共和国における小児 感染症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連合児 童基金との間の交換公文	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画を 実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれら の調達に関連する役務の供与	223,000千円 -----	H19.1.11 ハラレで (同日)	日本側 吉川毅男在ジンバ ブエ大使 国際連合児童基金側 フ モスト・P・カベシエ在ジ ンバブエ事務所長	H19.1.24 41号
国際連合児童 基金	エジプト・アラブ共和国におけ る母子保健改善計画のための贈 与に関する日本国政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	エジプト・アラブ共和国における母子保健改善計画 を実施するために必要な機械及びその調達に関連する 役務の供与	219,000千円 -----	H19.1.23 カイロで (同日)	日本側 横田邦彦在エジプ ト大使 国際連合児童基金側 エル マ・P・ソノク在エジ プト事務所代表	H19.2.2 61号
国際連合児童 基金	コートジボワール共和国におけ る第二次感染症予防計画のため の贈与に関する日本国政府と国 際連合児童基金との間の交換公 文	コートジボワール共和国における第二次感染症予防 計画を実施するために必要なワクチン及び機械並びに それらの調達に関連する役務の供与	419,000千円 -----	H19.2.20 アビジヤ ンで (同日)	日本側 西内和彦在コート ジボワール臨時代理大使 国際連合児童基金側 ユス フ・オールドル在コートジ ボワール代表	H19.3.2 119号
国際連合食糧 農業機関	ハイチ共和国におけるハリケーン により被災したハイチ共和国 南部の農民に対する人道支援及 び緊急農業活動のための贈与に 関する日本国政府と国際連合 農業機関との間の交換公文	ハイチ共和国におけるハリケーンにより被災したハイ チ共和国南部の農民に対する人道支援及び緊急農業 活動に関する計画の実施に必要な基本的 農業投入材及び機械並びにそれらの調達に必要な役務 の供与	90,000千円 -----	H19.2.27 ローブで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 国際連合食糧農業機関側 ヘルマ・レジェン官房長	H19.3.12 131号
国際連合開発 計画	コンゴ共和国における「開発の ための小型武器回収及び元兵士 の社会復帰計画」のための贈与 に関する日本国政府と国際連合 開発計画との間の交換公文	コンゴ共和国における「開発のための小型武器回収 及び元兵士の社会復帰計画」の実施に必要な生産物及 び役務の調達に必要な資金の贈与	247,000千円 -----	H19.2.27 ブラザビ ルで (同日)	日本側 岡本博美在コンゴ 共和国大使 国際連合開発計画側 オレ リアン・アグベノジン在 コンゴ共和国事務所代表	H19.3.12 132号
世界食糧計画	カンボジア王国内の社会的弱者 に対する食糧援助に關する日本の 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米、ツナ缶詰及びそれらの輸送に必要な役務の供与	210,000千円 -----	H19.2.27 ローブで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジャンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 207号
世界食糧計画	東ティモール民主共和国内の社 会的弱者に対する食糧援助に關 する日本国政府と世界食糧計画 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	110,000千円 -----	H19.2.27 ローブで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジャンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 208号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国・政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	パンデミック人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 209号
世界食糧計画	アングラ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	290,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 211号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	110,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 212号
世界食糧計画	コートジボワール共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	220,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 213号
世界食糧計画	コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	130,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 214号
世界食糧計画	タンザニア連合共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	310,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 215号
世界食糧計画	ブルンジ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米、とうもろこし及びそれらの輸送に必要な役務の供与	180,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤン＝ 世界食糧計画側 ジャン＝ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.3 216号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国・政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦、豆類及びそれらの輸送に必要な役務の供与	200,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局長	H19.4.4 217号
世界食糧計画	ルワンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	140,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局長	H19.4.4 218号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズミール及びその輸送に必要な役務の供与	100,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局長	H19.4.4 219号
世界食糧計画	ニカラガ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるCSB(とうもろこし及び大豆の混合食糧)、豆類及びそれらの輸送に必要な役務の供与	120,000千円 -----	H19.2.27 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局長	H19.4.4 220号
国際連合開発計画	中央アフリカ共和国における「小型武器回収及びコミュニケーションの贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	中央アフリカ共和国における「小型武器回収及びコミュニケーションの贈与に必要な資金の贈与	227,000千円 -----	H19.2.28 ヤウンデ (カメルーン) で (同日)	日本側 都筑健介在中央ア フリカ大使 (カメルーン にて兼轄) 国際連合開発計画側 トビ ー・ラッセル在中央ア フリカ事務所代表	H19.3.12 133号
国際連合開発計画	インド、ネパール、バキスタン・イスラム共和国、ベングルラジシュ王国における「南アジア地域における地震防災対策計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	インド、ネパール、バキスタン・イスラム共和国、ベングルラジシュ王国における地震防災対策計画の実施に必要な資金の贈与	584,000千円 -----	H19.3.16 ニューヨ ークで (同日)	日本側 大島賢三国際連合 日本政府代表部大使 ジョ ン・オヒロヘニエアン次 席総裁補兼危機次長 支援局上級次長	H19.3.30 192号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合難民 高等弁務官事 務所	コンゴ民主共和国における「コンゴ民主共和国東部の帰還民に対する再統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	コンゴ民主共和国における「帰還民に対する再統合支援計画」の産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	907,000千円 -----	H19.3.16 キンシャサで (同日)	日本側 佐藤正明在コンゴ民主共和国臨時代理大使 国際連合難民高等弁務官事務所側 クゼゾフ・クンソク在コンゴ民主共和国事務所代表	H19.3.30 194号
国際連合児童 基金	コンゴ民主共和国におけるコミュニティ参加を通じて子供の環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国におけるコミュニティ参加を通じて子供のための環境整備計画に必要な生産物及び役務の 1. 教育及び衛生施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 3. 機械及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与	786,000千円 -----	H19.3.16 キンシャサで (同日)	日本側 佐藤正明在コンゴ民主共和国臨時代理大使 国際連合児童基金側 エルベ・ペリエス副代表 主共和国事務所副代表	H19.3.30 196号
国際連合パレ スチナ難民救 済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	500,000千円 -----	H19.3.18 アンマンで (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダン大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 カレン・アブザイド事務局長	H19.3.30 191号
国際連合食糧 農業機関	スーダン共和国における貧困農民支援に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	スーダン共和国における貧困農民への支援に力点を おいた食糧生産の増大に寄与するための基本的農業投入材及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与	190,000千円 -----	H19.3.19 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 デクサイッド・ハチャリツク事務次長	H19.4.2 201号
国際連合食糧 農業機関	モザンビーク共和国における貧困農民支援に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	モザンビーク共和国における貧困農民への支援に力点を おいた食糧生産の増大に寄与するための劣化農業に必要 な役務の供与	124,000千円 -----	H19.3.19 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 デクサイッド・ハチャリツク事務次長	H19.4.2 202号
世界食糧計画	ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	180,000千円 -----	H19.3.19 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジヤン＝ジャック・グレイヌス上級事務局長	H19.4.2 203号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
世界食糧計画	サントメ・プリンシペ民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与	130,000千円 -----	H19.3.19 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.2 204号
世界食糧計画	ソマリヤ民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米、とうもろこし及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役割の供与	360,000千円 -----	H19.3.19 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H19.4.2 205号
国際連合難民高等弁務官事務所	リベリア共和国における「リベリアの帰還民に対する再統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	リベリア共和国における「リベリアの帰還民に対する再統合支援計画」の実施に必要な資金の贈与	302,000千円 -----	H19.3.19 モントロビ アで (同日)	日本側 石川正紀在リベリ ア大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 メンダグシヤ・ケベ ラ在リベリア事務所代表	H19.4.2 206号
国際連合食糧農業機関	パレスチナ自治区における貧困農民への支援に力点を置いて食糧生産の増大に寄与するための基本的農業投入材及び機械並びにそれらの調達に必要な役割の供与	パレスチナ自治区における貧困農民への支援に力点を置いて食糧生産の増大に寄与するための基本的農業投入材及び機械並びにそれらの調達に必要な役割の供与	100,000千円 -----	H19.3.19 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 国際連合食糧農業機関側 デグアイツト・ハチャリツ ク事務所次長	H19.4.5 228号
国際連合児童基金	コンゴ共和国におけるマラリア対策強化及び小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ共和国におけるマラリア対策強化及び小児感染症予防計画を実施するために必要な医薬品及び機械並びにそれらの調達に関する役割の供与	207,000千円 -----	H19.3.20 ブラザビ ルで (同日)	日本側 岡本博美在コンゴ 共和国大使 国際連合児童基金側 クン ラット・リアノルメン ゲン在コンゴ共和国事務 所代表	H19.4.5 231号
国際連合児童基金	アンゴラ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	アンゴラ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれらの調達に関する役割の供与	569,000千円 -----	H19.5.31 ルアンダ で (同日)	日本側 柴田進在アンゴラ 大使 国際連合児童基金側 アン ジェラ・メアリー・ケア ニー在アンゴラ事務所代 表	H19.6.15 351号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	コンゴ民主共和国における小児 感染症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連合児 童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画を 実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれら の調達に関連する役務の供与	151,000千円 -----	H19.6.4 キンシャ サで (同日)	日本側 柳谷俊蔵在コンゴ 民主共和国大使 国際連合児童基金側 アン ソニー・ブルームベルグ 在コンゴ民主共和国事務 所代表	H19.6.15 352号
国際連合児童 基金	ナイジェリア連邦共和国におけ る小児感染症予防計画のための 贈与に関する日本国政府と国際 連合児童基金との間の交換公文	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計 画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機械 並びにそれらの調達に関連する役務の供与	1,101,000千円 -----	H19.6.8 アラバ で (同日)	日本側 田中映男在ナイジ リア大使 国際連合児童基金側 アヤ リユー・アラバ在ナイジ リア事務所代表	H19.6.25 357号
国際連合児童 基金	アフガニスタン・イスラマ共和 国における小児感染症予防計画 のための贈与に関する日本国政 府と国際連合児童基金との間の 交換公文	アフガニスタン・イスラマ共和国における小児感染 症予防計画を実施するために必要なワクチン及びそれ らの調達に関連する役務の供与	495,000千円 -----	H19.6.10 カブール で (同日)	日本側 小菅淳一在アフガ ニスタン大使 国際連合児童基金側 キヤ サリン・ムベンゾ在アフ ガニスタン事務所代表	H19.6.25 358号
国際連合食糧 農業機関	イエメン共和国、スーダン共和 国、エリトリア国における貧困 及びエリトリア国における貧困 農民支援に関する日本国政府と 国際連合食糧農業機関との間の 交換公文	イエメン共和国、スーダン共和国、エリトリア連 邦民主共和国及びエリトリア国における貧困農民への支 援に力点を置いて食糧生産の増大に寄与するための必 要な役務の供与	230,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 国際連合食糧農業機関側 デヴィッド・ハチャリツ ク事務次長	H19.8.30 495号
国際連合食糧 農業機関	パレスチナ自治区における貧困 農民支援に関する日本国政府と 国際連合食糧農業機関との間の 交換公文	パレスチナ自治区における貧困農民への支援に力点 を置いて食糧生産の増大に寄与するための必要な役務の供 与	190,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 国際連合食糧農業機関側 デヴィッド・ハチャリツ ク事務次長	H19.8.30 496号
世界食糧計画	アフガニスタン・イスラマ共和 国内の社会的弱者に対する食糧 援助に関する日本国政府と世界 食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	390,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長	H19.8.30 497号
世界食糧計画	アフガニスタン・イスラマ共和 国内の社会的弱者に対する食糧 援助に関する日本国政府と世界 食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる ソルガム及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の 供与	970,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長	H19.8.30 498号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (備考特注B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びツナ缶詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	230,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長次長	H19.8.30 499号
世界食糧計画	シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦、豆類及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	350,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長次長	H19.8.30 500号
世界食糧計画	ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるとうもろこし及びその輸送に必要な役務の供与	480,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長次長	H19.8.30 501号
世界食糧計画	チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉、豆類及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	300,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長次長	H19.8.30 502号
世界食糧計画	リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	480,000千円 -----	H19.7.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シムル事務局長次長	H19.8.30 503号
国際連合児童基金	パレスチナ人児童の感染症対策改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パレスチナ人児童の感染症対策改善計画を実施するために必要なワクチン及び機械材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	133,000千円 -----	H19.8.7 ラマツラ で (同日)	日本側 鹿取克章在イスラ エル大使 国際連合児童基金側 パトリ シア・ベックツァイン自治区 代表	H19.8.20 471号
国際連合児童基金	ガーナ共和国における小児感染症予防計画に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ガーナ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な機械材及びその調達に関連する役務の供与	122,000千円 -----	H19.8.10 アクラで (同日)	日本側 中村温在ガーナ臨 時代理大使 国際連合児童基金側 ヤス ミン・アリ・ハック在ガ ーナ事務所代表	H19.8.22 479号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	500,000千円 -----	H19.8.13 アイン・ アル・バ ーシヤで (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 国際連合パレスチナ難民救 済事業機関側 フアイリッポ ・グラソング在事務所次長	H19.8.30 504号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	エチオピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	エチオピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な機材及びその調達に關連する役務の供与	125,000千円 -----	H19. 8.20 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野 欽一在エチオピア大使館 国際連合児童基金側 ビヨルン・リッセングクイスト在エチオピア事務所代表	H19. 9. 7 518号
国際連合児童基金	ギニア共和国におけるアリア対策強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ギニア共和国におけるアリア対策強化計画を実施するために必要な機材及びその調達に關連する役務の供与	154,000千円 -----	H19. 8.23 コナクリ で (同日)	日本側 片岡 林造在ギニア大使館 国際連合児童基金側 ラファエル・サラム在ギニア事務所次席代表	H19. 9. 7 519号
国際連合児童基金	スーダン共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	スーダン共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な機材及びその調達に關連する役務の供与	596,000千円 -----	H19. 8.28 ハルツーム で (同日)	日本側 石井 祐一在スーダン大使館 国際連合児童基金側 エドワード・チャイバン在スーダン事務所代表	H19. 9. 7 521号
国際連合児童基金	インドにおけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	インドにおけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な機材及びその調達に關連する役務の供与	212,000千円 -----	H19. 8.31 ニューデ リーで (同日)	日本側 榎 泰邦在インド大使館 国際連合児童基金側 センリ・オ・アトルナ在インド事務所代表	H19. 9.13 528号
世界食糧計画	スワジランド王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われるCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）及びその輸送に必要な役務の供与	120,000千円 -----	H19.10.30 ローブで (同日)	日本側 中村 雄二在イタリ ア大使館 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・クレイス上級 事務局次長	H19.11.15 619号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われるメイズミール、豆類及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	220,000千円 -----	H19.10.30 ローブで (同日)	日本側 中村 雄二在イタリ ア大使館 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・クレイス上級 事務局次長	H19.11.15 620号
国際移住機関	「アチエにおける紛争被害地域平和構築支援プログラム」のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の交換公文	「アチエにおける紛争被害地域平和構築支援プログラム」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	1,035,000千円 -----	H19.11.28 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原 紳在インドネシア大使館 国際移住機関側 ジョアン・ス ンダネシア事務所長	H19.12.11 668号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勤続年日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	シエラレオネ共和国における感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	シエラレオネ共和国における感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	258,000 千円 -----	H19.11.28 フリート ラんで (同日)	本側 石川正紀在シエラ レオネ大使 国際連合児童基金側 ゴー ルト・カッペラエ在シ エラレオネ事務所代表	H19.12.11 669号
国際連合児童 基金	ハイチ共和国における予防接種強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ハイチ共和国における予防接種強化計画を実施するために必要な 1. ワクチン及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与 2. 保冷設備及び機材の改善に必要な生産物及び役務の供与	194,000 千円 -----	H19.12.3 ポルトー アランス で (同日)	本側 中川幸子在ハイチ 臨時代理大使 国際連合児童基金側 アド リアーノ・モンザレス＝ レゲラル在ハイチ事務所 代表	H19.12.13 676号
国際連合児童 基金	パキスタン・イスラム共和国におけるバリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パキスタン・イスラム共和国におけるバリオ撲滅計画を実施するために必要なワクチン及びその調達に関連する役務の供与	443,000 千円 -----	H19.12.3 イスラマ バードで (同日)	本側 小島誠二在パキス タン大使 国際連合児童基金側 マー タイン・モンスワジ在ジャ 在パキスタン事務所代表	H19.12.13 680号
国際連合難民 高等弁務官事 務所	モーリタニア・イスラム共和国における「モーリタニアの帰還及び再統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	モーリタニア・イスラム共和国における「モーリタニア難民の帰還及び再統合支援計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	150,000 千円 -----	H19.12.18 ヌアクシ ョットで (同日)	本側 アニヤ大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 デイヴィッド・ライ 在モーリタニア事務所代 表	H20. 1. 8 10号
世界食糧計画	東ティモール民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	140,000 千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 9 17号
世界食糧計画	スリランカ民主主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びバナナ詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	500,000 千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 9 18号
世界食糧計画	ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	470,000 千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 9 19号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	240,000千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 9 20号
世界食糧計画	ケニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	600,000千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 9 21号
世界食糧計画	コソボ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	290,000千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 9 22号
世界食糧計画	中央アジア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	340,000千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 10 25号
世界食糧計画	ソマリア民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	300,000千円 -----	H19.12.18 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 ジヤンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス上級 事務局次長	H20. 1. 10 26号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	1,000,000千円 -----	H19.12.18 ヘルツェ ムで (同日)	日本側 山本英昭在スーダ ン臨時代理大使 忍足謙朗 世界食糧計画側 忍足謙朗 在スーダン事務局代表	H20. 1. 10 27号
国際連合難民 高等弁務官事 務所	ブルンジ共和国における「ブルンジ難民の帰還及び再統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	ブルンジ共和国における「ブルンジ難民の帰還及び再統合支援計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	542,000千円 -----	H19.12.20 ジュネ ーブで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルン ジ大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 ボ・シヤック在ブ ルンジ事務所代表	H20. 1. 11 31号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	ルアンダ州及びベンゲラ州における コミュニケーション環境整備計画のため の子供の贈与に関する日本国政府と 国際連合児童基金との間の交換 公文	ルアンダ州及びベンゲラ州における コミュニケーション環境整備計画を 実施するために必要な 1.教室及び関連施設の建設に必要な 生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務 の供与 3.車両及び機材並びにそれらの調達 に必要な役務の供与 4.上記1.、2.及び3.の生産物の輸送 に必要な役務の供与 5.上記1.の施設の運営及び維持・管 理指導に必要な役務の供与 6.保健衛生に関する啓もう活動に 必要な役務の供与	975,000千円 -----	H19.12.28 ルアンダ で (同日)	日本側 柴田進在アンゴラ 大使 国際連合児童基金側 アン ジェラ・メアリア・ケア ニー在アンゴラ事務所代 表	H20.1.22 44号
国際連合児童 基金	コートジボワール共和国における 第三次感染症予防計画のため の贈与に関する日本国政府と国 際連合児童基金との間の交換 公文	コートジボワール共和国における 第三次感染症予防 計画を実施するために必要な医薬 品及び機材並びにそれらの調達 に関する役務の供与	193,000千円 -----	H19.12.28 アビジヤ ンで (同日)	日本側 西内和彦在コート ジボワール臨時代理大使 国際連合児童基金側 ユス フ・オヤール在コートジ ボワール事務所代表	H20.1.22 45号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。